

告 示

埼玉県告示第二十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年埼玉県告示第四十五号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和四年一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

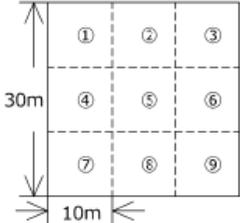
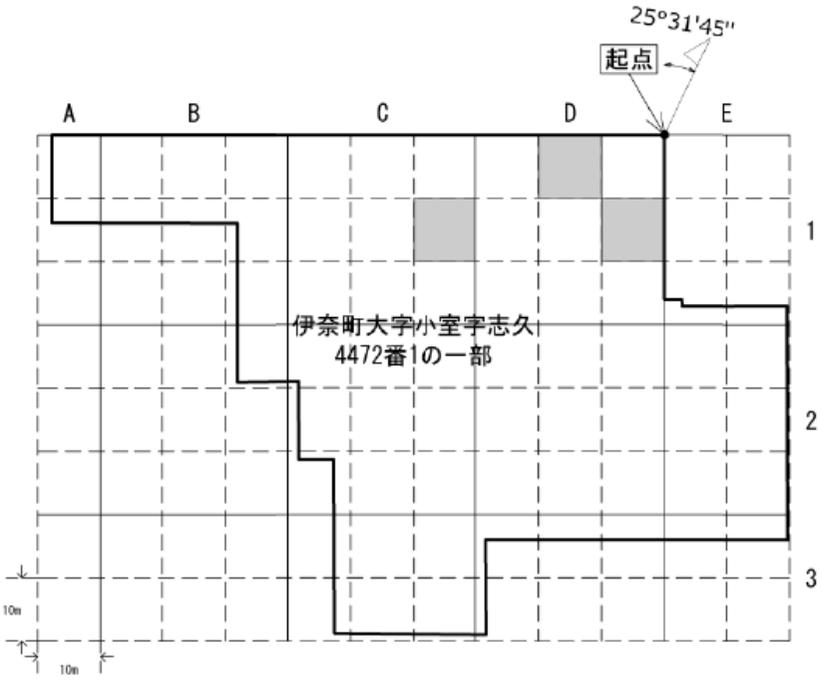
- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久四千四百七十二番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起点
 起点は、埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久4472番1の一部の内、改変範囲の最北端とする。

【格子の回転角度（25度31分45秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



- 凡例
- 指定を解除する区域に係る区画
 - 調査対象地
 - 30m格子
 - 10m格子
 - 筆境界